

出張調査報告書

会派名 自民さが
代表者名 川副 龍之介 様

下記のとおり出張調査しましたので、報告いたします。

令和8年2月10日

期 日	令和8年1月28日から令和8年1月30日まで		
出張調査先 調 査 項 目	(出張先)	(具体的調査項目)	
	兵庫県西宮市	放課後キッズルーム事業について	
	兵庫県尼崎市	危険な空き家に対する軽減特例の廃止について	
出張者氏名	川副龍之介 	西岡義広 	千綿正明 
	江頭弘美 	松永幹哉 	江原新子 
	川崎健二 	中尾和幸 	印
	印	印	印
用 務 内 容 及 び 所 見	別紙のとおり		

令和8年1月28～30日

自民さが会派視察報告

川副龍之介

令和8年1月29日

西宮市「放課後キッズルーム事業」について

西宮市における放課後事業の取り組み

◎福祉的取り組み

- ①留守家庭児童育成センター（学童保育）
- ②児童館

◎教育的取り組み

- ①放課後子ども教室
- ②放課後キッズルーム

- *子ども教室 地域の方の参画に勉強・スポーツ・文化など多様な体験活動を通じて地域との交流
(市は青少年愛護協議会に委託)
- *キッズルーム 小学校の教室や運動場などで、自由で安全な遊び場・学びの場の提供
行政主導で実施⇒見守りサポーターの確保
コーディネーターは学校との調整、見守りサポーターの管理、学校支援業務

放課後キッズルームの事業の目的

- ① 子どもの育ちの課題
 - ・コミュニケーションの低下
 - ・体力の二極化
 - ・体験活動不足
 - ② 子どもを取り巻く環境
 - ・自由な遊び場の減少
 - ・留守家庭の増加
 - ・犯罪の多発
- *登録数、児童数も増えている

キッズルームに対する学校の協力は必要なく、教職員が活動の様子を見に来ていただくことは歓迎している

総合的な放課後施策を目指しての「キッズルーム」であり、育成センターの待機児童対策にもつながっていく

「キッズルーム委託型の実施」

- 申込不要 ⇨ 参加申込制（保険料 800 円/年）
- 学校の絶対下校時刻まで ⇨ 17 時まで実施
- 長期休学時間は午前中のみ ⇨ 8時から17時まで
- 市の直営 ⇨ 事業者への委託

放課後の子どもの生活について、地域の協力の中で対応し、子どもの育みを地域全体で支える体制づくりのあり方を佐賀市でも検討すべきである

令和8年1月30日

尼崎市「特定空家等に対する住宅用地特例適用除外」の取り組みについて

近年、全国的にも老朽空き家の増加が社会問題となっている中で、放置される大きな原因の一つとして、住宅空き家の敷地に対して、住宅用地特例を適用し、固定資産税・都市計画税を軽減していることが指摘されています。

税制優遇を見直す当該取り組みを推進することで、①空き家の除却の促進②管理不全状態にある空き家の放置の抑制③空き家の適切な管理が促進されるなどの効果が期待されます。

尼崎市は、空き家対策を促進するために、住宅としての機能が損なわれているなど一定要件を満たす住宅空き家の敷地に対して、住宅用地特例の適用を除外する取り組みが実施されます。管理不全状態の空き家に対して、所有者への指導を行ってきました。特に状態が悪く緊急性が高いものについては、危険空き家等対策審議会の意見を聞いて勧告している。しかしこれまでの対応は時間を要しているのを加味して、適切な管理を加速させるため総務省通知の趣旨を踏まえた住宅判定基準を制定し、管理不十分で住宅としての機能が損なわれている場合は、住宅として認定せずその敷地について住宅用地特例の適用を除外する。

・取り組みの経過

- | | |
|-------|--|
| 令和2年度 | ・先進事例（京都・神戸市）を参考に検討 |
| 令和3年度 | ・住宅用特例適用除外に係る組織改正
・住宅判定基準の作成
・現地調査
・適用除外対象者へ通知文送付 |
| 令和4年度 | ・適用除外対象者へ通知文再送付
・現地調査
・住宅判定会議 |
| 令和5年度 | ・適用除外した納税通知書送付 |

◎住宅判定基準の作成

地方税法と総務省通知の観点から判定基準の作成を目指す

- ・調査結果 Dランク空き家のうち153件を調査対象

◎住宅の認められない空き家

- ・家屋とすら認められない空き家 10件
- ・家屋ではあるが住宅と認められない空き家 16件

- ・その他（勧告中、家屋台帳削除済み等） 13件

◎本取り組みの効果等

- ・軽減特例廃止による税収の増減
- ・令和3年調査による効果
家屋として減失分 36万円 家屋であるが住宅でない 134万円
- *令和4年度調査以降の新規対象はほぼない

◎所有者及び市民からの反応

- ・所有者 土地の家屋の所有者が一致しない場合
土地所有者としてできないとの不満
- ・市民 空き家でも税金が上がる可能性があるのか⇒問い合わせ数件

佐賀市においても、50戸連たんで住宅の開発が増えています。特に子育て世代で住宅を建てられています。そうすると当然住宅の空き家が増えてきます。住宅は人が住んでいないと老朽化が増長されます。空き家になれば、危険家屋はもちろんのこと、犯罪の温床になったり、火災になったり、地域住民は不安になります。一刻でも空き家が解消するように対策を考えていかねばならない。

<1501>

会派視察 報告書

① 民生が

代表 川副龍二 介 様

報告者 西岡 義広

日程 凡そ 1/28(水) ~ 1/30(金)まで

視察先 ② 西宮市 1/29(木) 9:30分~

放課後 キッズルームについて

③ 尼崎市 1/30(金) 9:20分~

尼崎市における空家対策について

④ 所感 西宮市 放課後キッズルーム事業は保護者

が就労しているか どうかにかかわらず“全児童が

自由に参加できる 直造型と委託型がある

活動内容 宿題、自主学習、読書、屋内外での

自由な遊び

活動場所 ライフルームや図書館、屋内施設及び

運動場

西宮市の育成センターに登録し 欠席の場合は必ず

保護者は連絡する事 過ぶ方は児童の自由

コーディネーターや見守りサポーターが宿題を促す事もあり

ません。児童は宿題をしたり 工作をしたり 運動場では

ドッジボールしたり 思い思い 時間をおく事であった。

佐賀市の方が放課後児童クラブについては校舎の敷地内に

施設を建て 金(予算)をかけていると思う。後は教育委員会

はじめ 関係部にも 資料を差しあげたいと

思う 次第であった。

◎ 所感 尼崎市 空き家対策について
 老朽危険空き家は倒壊等の事故に市民を巻き
 込む危険性があり 生命や身体を安全と確保する
 点で 早急な解消が重要となっていると事。
 近隣住民からの市に相談は空き家法が施行
 されて以降 900件超。相談に対して所有者の調査
 所有者への助言、指導等の措置を行っているとの事。
 件数は違いはするけど 佐賀市においても同じ
 事だと思ふ。ただ 尼崎市はほとんどが市街化区域
 で 地価が安い所で $m^2 \rightarrow 7$ 万円、高い所で $m^2 \rightarrow 40$ 万円
 として解体した場合 買い手がすぐ見つかるとの事。
 佐賀市とは全く違うと感じた所である。
 解体して さら地になった場合 固定資産税等
 都市計画税、その税金負担を特に軽減する
 特措措置が設けてあった。

住居用地の区分	固定資産税 課税標準額	都市計画税 課税標準額
住居用地で1戸につき 200 m^2 以下	価格の $\frac{1}{5}$ に軽減	価格の $\frac{1}{3}$ に軽減
住居1戸につき 200 m^2 を 超える部分	価格の $\frac{1}{3}$ に軽減	価格の $\frac{2}{3}$ に軽減

佐賀市においても市の担当部署も頑張っておられるか
 思い立った施策が必要である。として解体
 さら地に進み行く事と節に望みたいと思ふ
 次第であった。

以上 報告とさせていただきます。

西宮視察報告書

自民さが 千綿正明

視察報告書：西宮市「放課後キッズルーム事業」について

1. 視察の目的

西宮市が実施している「放課後キッズルーム事業」の概要、運営体制、および既存の「留守家庭児童育成センター（学童保育）」との役割分担や連携状況を把握し、地域における放課後の居場所づくりの在り方を検討する。

2. 事業の概要

「放課後キッズルーム事業」は、小学校の空き教室や運動場を活用し、子供たちに自由で安全な遊び場・学びの場を提供する教育的取り組みです。

- ・ 実施校数: 直営型 24 校、委託型 9 校（令和 7 年度予定含む）。
- ・ 主な活動: 屋外での学年を超えた遊び、屋内でのボードゲームや宿題への取り組みなど。
- ・ 背景: 児童数の増加や育成センターの待機児童対策に加え、子供のコミュニケーション能力の低下や体験活動不足、自由な遊び場の減少といった課題に対応するために推進されています。

3. 「放課後キッズルーム」と「育成センター」の比較

西宮市では、福祉的側面の強い「育成センター」と、教育的側面の強い「キッズルーム」を明確に区分して運用しています。

区分	放課後キッズルーム（直営型）	留守家庭児童育成センター
目的	自由で安全な居場所の提供、育ちの支援	就労等で保護者が不在の家庭の児童を保育
対象	全児童（原則）	保育が必要な児童
利用時間	下校時～16:30（冬季は 16:00 まで）	下校時～17:00（延長 19:00 まで可）
開設日	授業日、夏季休業期間（午前中）	授業日、土曜、長期休業期間等
場所	図書室等の共用施設、運動場	育成センター専用室、運動場

4. 運営・管理体制

行政主導で実施され、学校や地域との連携を重視した体制が構築されています。

- コーディネーターの役割: 学校との調整（行事確認やおたより作成）、見守りサポーターの管理、授業補助などの学校支援業務を担います。

- ・ 見守りサポーター: 安全確保のための声かけ、危険・迷惑行為への注意、準備・片付け等を行います。
- ・ 教職員との関係: 教職員は運営に直接関与せず、負担を軽減する配慮がなされています。ただし、怪我等の緊急時には連携する体制があります。

5. 視察から得られた知見と課題

- ・ 居場所の必要性: 育成センターの登録率が上昇傾向（2014 年度 20.6%→2024 年度 42.4%）にある中、全児童が利用できるキッズルームは「地域の中の安心できる居場所」として機能しています。
- ・ 子供の成長: 豊かな遊びを通じて、協調性、主体性、忍耐力、トラブル対応力を学ぶ場となっています。
- ・ 委託型の導入: 待機児童対策を強化するため、一部では「委託型」を導入。申込制（保険料実費）とし、長期休業中の時間延長（8:00～17:00）を行うなど、より柔軟な運営を試みています。

2. 待機児童対策としての戦略的活用

佐賀市でも放課後児童クラブ（学童）の需要が高まり、一部で待機児童が発生していますが、西宮市はこの「キッズルーム（全児童対象）」を学童保育の受け皿として戦略的に位置づけています。

- ・ 段階的な機能強化: 「直営型」から「委託型」へ移行する際、実施時間を 17:00 ま
で延長し、長期休業中も朝から実施することで、就労家庭の児童も利用しやすくし
ている。
- ・ 保護者の選択肢: 学童保育（育成センター）ほどの濃密な保育を必要としない高学
年などが「キッズルーム」へ流れることで、本当に保育が必要な低学年が学童に入
りやすくなる仕組みは、佐賀市における待機児童解消になりそうである。

3. 運営体制とスタッフの質

- ・ 直営と委託のハイブリッド: 西宮市は多くの学校で「市直営」を維持しつつ、ニー
ズの高い地域で「委託型」を導入しています。佐賀市が民営化を進める中で、どの
部分に公的な関与（コーディネーターの配置など）を残すべきかの参考になる。
- ・ サポーターの確保: 地域住民だけでなく「学生サポーター」を積極的に活用し、世
代間交流を促している点も、大学を有する佐賀市にとって取り入れやすいモデルで
ある。

所感

- ・ コーディネーターの役割: 西宮市では、事業の調整だけでなく「授業補助」や「学
校行事の準備」など、本来の教職員業務のサポートも担っています。これにより、
学校側にとって「場所を貸すだけの負担」ではなく「助けが来るメリット」が明確
になっているため、佐賀市としても検討に値すると感じる。

- 日常的な居場所: 週1回や月1回のイベント型ではなく、授業日の放課後に毎日(16:30まで)実施されているため、子供たちにとって「学校の延長線上の当たり前の居場所」として定着しているため佐賀市も参考になると考える。

自民さが 千綿正明

視察報告書：尼崎市「空き家対策の推進と税制優遇の見直し」

1. 視察の背景と目的

尼崎市は、昭和 45（1970）年に人口のピークを迎え、全国よりも 30 年早く少子高齢化・人口減少に直面している都市です。住宅密集地が多く、老朽化した空き家の放置が安全上の大きな課題となっているため、従来の「指導」とどまらない、実効性の高い空き家対策の仕組みを学ぶことを目的としました。

2. 尼崎市の空き家対策「3つの柱」

尼崎市は「動機付け」と「支援」を両輪で進めています。

- 指導・税制による「動機付け」：住宅としての機能を損なう空き家に対し、固定資産税の軽減特例（1/6）を解除し、税負担を約3.5倍に引き上げる。
- 除却補助等による「費用負担の低減」：借地上の長屋や無接道地など、除却が困難な物件に対する手厚い補助（最大150万円等）を用意。
- 専門家による「伴走型支援」：NPO 法人と連携し、相続登記や権利関係の整理を市役所内の窓口でワンストップ支援。

3. 先進的な「住宅用地特例の適用除外」の仕組み

従来の「空家法に基づく勧告（特定空家認定）」による解除は手続きに時間がかかりますが、尼崎市は独自の**「客観的判定基準（点数化）」**を設け、網羅的かつ速やかに住宅認定を取り消す手法をとっています。

- ・ 判定項目：屋根、外壁、基礎、家屋の管理状態などを点数化。
- ・ 効果：「空き家でも税金が安いうちに放置しておこう」という所有者の考えを改めさせ、自発的な除却や売却を促す強力なインセンティブとなっています。

4. 推進体制

- ・ 庁内連携：資産税課（税務）と住宅政策課（対策）が密に連携し、現地調査の共同実施や情報共有を徹底しています。
- ・ 組織：正規職員6名に加え、相続調査のプロ（専門職）を含む計9名の強力な体制を構築しています。

佐賀市と比較しての所感

1. 「待ち」から「踏み込んだ介入」への転換

佐賀市の空き家対策は、空き家バンクを通じた利活用促進や、周辺に悪影響を及ぼす「特定空家」への個別対応が主軸です。一方、尼崎市は「すべての空き

家を潜在的な解消対象」と捉え、税制という経済的合理性に訴える手段を用いて、所有者に「放置は損である」と明確に伝えています。この「一歩踏み込んだ介入」は、佐賀市の中心市街地などの密集地においても検討の余地があります。

2. 「伴走型支援」の重要性

資料にある通り、空き家放置の原因の多くは「何から手をつけていいかわからない」「相続が複雑」という心理的な壁です。尼崎市が市役所内に NPO や専門家を常駐させ、相続登記の費用まで補助している点（上限\$10\$万円）は、佐賀市の所有者にとっても非常に魅力的な支援策になると感じました。

3. 密集市街地と農村部の違いへの対応

尼崎市は DID（人口集中地区）が市域のほぼ全域を占めており、「密集地の除却」に特化した補助金（一団の土地の共同除却など）が充実しています。

佐賀市の場合、中心市街地の密集地には尼崎型の手法が有効ですが、農村部では「跡地活用（ランドバンク等）」とのセットでの検討が必要になると考えられます。

所感

尼崎市の取り組みは、「厳しい税制措置」と「きめ細かな専門家支援」の組み合わせにより、所有者の逃げ道をなくしつつ、解決への道筋を指し示す非常に合理的なモデルです。佐賀市においても、特に「客観的な住宅判定基準の導入」による適正課税の検討は、課税の公平性を保ちつつ、空き家解消を加速させるための大きなヒントになると確信しました。

本視察の結果をもとに、まずは佐賀市の空き家実態調査の結果を「不良度ランク」等で詳細に分析し、尼崎市のような判定基準の導入可能性をシミュレーションすることをご提案いたします。

会派行政視察所見

自民さが 江頭弘美

研修地：兵庫県尼崎市

日時：令和8年1月30日（金）9：30～

研修課題：「空き家対策」

全国津々浦々、この「空き家対策」は、老朽空き家の増加が社会問題となるなか、自治体にとって大きな課題である。

尼崎市は、空き家対策を推進するために住宅としての機能が損なわれているなど一定要件を満たす住宅空き家の敷地に対して住宅用特例の適用を除外する取り組みを実施するなど、全国の自治体に先駆けた対策を行っている自治体である。

対策の説明のなかで、管理不全空き家等の認定に対する考え方として、「軽微な管理不全であっても認定」、「まずは空き家の状態と地域に迷惑をかけている事実を伝えることが効果的」、「できるだけ早く対処するように促すことが望ましい」、「できるだけ早く、所有者等に対して（管理不全ですよ）と伝えることが重要」といった姿勢で取り組んでいることを聞き、対策の意気込みを実感した。

特定空き家等又は管理不全空き家等への措置に関する考え方でも、所有者等に対する措置でも「1回目の連絡の速さと、処理数量を優先」、「勧告まで粛々と措置を進める」、「命令以上の措置は慎重に判断する」、また、所有者等の支援では、「支援メニューをそろえる」、「所有者と一緒に解決まで並走する」といった姿勢を貫いている。

老朽危険空き家等の対策は、早急な解消が課題であるが、この尼崎市の対策は多大な参考となりえるのではないだろうか。

佐賀市において、予算や組織体制にも限りがある中で、「特定空き家等の早期除却に向けた指導等」なのか「管理不全空き家等の適切な管理を促す働きかけ」なのか、何に注力するのかを適正に選択をしなければならないのではないかと考える。その先に「空き家の流通促進、利活用促進があるのではないか。

尼崎市は、市域のほぼ全域が市街地である。空き家対策は、このような地理的要素も大きく左右するものである。また、佐賀市は、立地適正化計画の導入に際して、空き家対策に関する補助金支給で国との交渉段階と聞く。現在の対策に更なる磨きをかけた一刻も早い建物のライフサイクルに応じた空き家対策に取り組むことを願うばかりだ。

会派行政視察所見

江頭弘美

研修地：兵庫県西宮市

日時：令和8年1月29日（木）9時30分～

研修課題：「放課後キッズルーム事業」について

「放課後キッズルーム事業」は、一般的な学童保育や児童館での放課後事業とは別に、放課後子ども教室として教育的取り組みとして行われている。事業策定の背景には、当時の市長の公約に基づき始まっている。学校施設を活用し、放課後の自由な居場所を提供するようにとスタートしている。この事業は、直営型と委託型に分かれていて直営型はCN,見守りサポーター、学生サポーター等のスタッフの面での違いが大きい。

直営型は、コーディネーターが学校を支援しながら子どもの特性を把握し、放課後の活動に活かせることで、地域の子どもの地域で育てるという理念につながるメリットがある。委託型は、実施時間を育成センターに近づけているというこことで、待機児童対策につながっているというメリットがある。確かに実施時間等の不公平感はあるものの同様の制度が二つ存在することは、保護者にとっては有益な取り組みと言える。

昨今、佐賀市でも学童保育事業の委託が進められているが、この「放課後キッズルーム事業」も人材確保の面からも委託へのシフトが進められている。

佐賀市と比べて、放課後事業の取り組みがいくつか存在することは、保護者にとっては有意義なことであり、子育て環境の充実を実感するものである。

「社会に開かれた教育課程」の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を検討する時、いろいろな面での詳細な考察は必要であるが、西宮市の地域学校共同活動の一環は、大いに参考になるのではないだろうか。

前段でも記したが、この放課後事業の施策は、市長のトップダウンによるものである。やはり市長公約の施策は、独自性・地域性が表れるもので、職員の意気込みも違って見えるのは、私の思い過ごしであろうか。

【西宮市】

「放課後キッズルーム事業」について

西宮市の放課後キッズルーム事業は、小学校の運動場や教室などを活用し、放課後の子どもの居場所を提供する事業である。児童は自主的に遊びや学習に取り組み、異学年交流や地域住民とのふれあいを通して社会性や自主性を育むことを目的としている。事業は教育委員会が所管し、市職員を中心とした

「直営型」と民間事業者による「委託型」の双方で運営されている。

見守りサポーターや学生ボランティアなど地域人材の協力も得ながら、学校・家庭・地域が連携した放課後の居場所づくりを推進している。

「子どもの主体性を尊重すること」を基本理念として、子ども自身が自由に活動内容を選択できる環境づくりに重点を置いている。

また、学童保育とは異なり、保護者の就労要件を問わず利用できる点が特徴であり、多くの児童が気軽に参加できる仕組みとなっている。

<所感>

西宮市の取組は、単なる放課後の預かり事業ではなく、「子どもの居場所づくり」と「地域コミュニティの再生」を同時に実現する先進的な事例である。

特に印象的だったのは、学校・家庭・地域がそれぞれ役割を担い、多世代が子どもの成長に関わる仕組みである。地域住民が見守り活動に参加することで、子どもの安全確保だけでなく、地域のつながりや世代間交流の促進にもつながっている。

佐賀市においても、放課後児童クラブの充実は図られているものの、利用対象や定員には限りがあり、すべての子どもが安心して過ごせる居場所づくりが今後の課題である。

学校施設を積極的に活用し、地域人材や大学生、退職教員など多様な人材を活用することで、地域全体で子どもを支える仕組みづくりは大いに参考になると感じた。

また、この事業は子どもの健全育成だけでなく、保護者の安心感の向上、地域コミュニティの活性化、さらには学校を核とした地域づくりにも寄与しており、人口減少社会における持続可能な地域づくりの視点からも重要な施策である。今後、佐賀市においても地域特性を踏まえながら、既存施設の有効活用や地域住民との協働による放課後の居場所づくりについて検討を進める必要性を強く感じた。

【西宮市】

「危険な空き家に対する軽減特例の廃止について」

全国的に人口減少や高齢化の進展により空き家が増加し、防災・防犯・景観・衛生面への影響が深刻化している。特に老朽化した危険空き家は地域住民の安全を脅かす大きな課題となっている。

尼崎市では、危険な空き家の放置を抑制するため、住宅用地に適用される固定資産税等の軽減特例を見直し、危険な空き家に対して税制面から改善を促す全国でも先進的な制度を導入している。

住宅が建っている土地には、住宅用地特例により固定資産税等が大幅に軽減される制度が設けられている。しかし、この制度が「老朽空き家を解体しない方が税負担が少ない」という状況を生み、空き家の放置につながる。

尼崎市では、住宅としての機能が失われ、管理不全となった空き家について独自の住宅判定基準を設け、一定以上危険な状態と判断された場合は住宅として認定せず、住宅用地特例を適用しない仕組みを導入している。

主な内容

1. 独自の住宅判定基準を策定し、住宅機能を失った建物を客観的に判定
2. 特定空家の勧告を待たずに住宅用地特例を解除できる運用
3. 所有者への改善指導と税制措置を組み合わせた制度
4. 除却・売却・利活用への支援制度を充実
5. 空き家の早期改善を促進し、行政代執行に至る案件の抑制を図る取組

<所感>

危険空き家対策は、単なる景観や防災対策ではなく、地域の安全安心や土地利用の活性化にも直結する重要な行政課題である。

尼崎市では、「税制による抑止」と「所有者支援」を組み合わせることで、空き家所有者の意識改革を促し、早期の改善につなげている点が非常に印象的であった。行政指導だけでは限界がある中で、税制度を有効に活用した政策は大変参考になるものであった。

一方で、税負担の増加は所有者への影響も大きいため、制度運用には公平性や透明性、丁寧な説明が不可欠であることも認識した。

佐賀市においても、高齢化や相続問題に伴い空き家が年々増加している。

今後は空家等対策計画の推進に加え、管理不全空き家の把握、所有者への相談支援、除却補助制度の充実などをさらに進める必要がある。

また、国の制度改正や他自治体の先進事例を踏まえながら、税制面を含めた実効性のある空き家対策について研究を深めていきたい。

視 察 報 告 書

佐賀市議会 自民さが会派

会派長 川副 龍之介 様

佐賀市議会 自民さが会派

江原 新子

1. 視察の目的

本視察は、子育て支援施策の充実および地域課題である空き家対策の強化を図るため、先進的な取り組みを実施している自治体の事例を調査し、本市施策への反映を目的として実施したものである。

2. 視 察 概 要

(1) 放課後キッズルーム事業について

日時：令和8年1月29日（木）

視察先：兵庫県西宮市

視察テーマ：放課後キッズルーム事業

①事業の概要

西宮市における「放課後キッズルーム事業」は、小学校の余裕教室等を活用し、放課後に児童が安全・安心に過ごせる居場所を提供する事業である。就労要件に関係なく利用でき、地域ボランティア等の協力により多様な活動の場が提供されている。

②主な特徴

- ・全児童を対象とした受け入れ
- ・学校施設の活用
- ・地域人材の活用
- ・自主性を重視した活動

③成果と効果

- ・児童の安全な居場所確保
- ・待機児童対策への寄与
- ・地域連携の強化

④課 題

- ・人材確保の継続性
- ・学校との連携調整
- ・運営体制の強化

⑤所 感

本市においては、放課後児童クラブの待機児童の課題が依然として解消されておらず、改善の必要性が迫っている。西宮市のように、すべての児童を対象とした放課後の居場所を整備することは、もはや選択肢ではなく、今後の標準的な施策として導入を検討すべき段階にある。

特に、学校施設の活用と地域人材の参画を前提とした運営モデルは、財政負担を抑え

ながら持続可能な体制を構築できる点でひとつの有効手段といえる。しかし、地域での人材確保（発掘）は容易でないことも課題である。

(2) 危険な空き家に対する軽減特例の廃止について

日時：令和8年1月30日（金）

視察先：兵庫県尼崎市

視察テーマ：危険な空き家に対する軽減特例の廃止について

①制度の概要

尼崎市では、危険な空き家に対し固定資産税の住宅用地特例を解除し、適正管理や除却を促す制度を実施している。

②主な取り組み内容

- ・ 判定基準の明確化
- ・ 特例解除
- ・ 所有者への指導

③成果と効果

- ・ 除却の促進
- ・ 危機意識の向上
- ・ 地域環境の改善

④課 題

- ・ 所有者不明物件
- ・ 経済的困難
- ・ 手続きの煩雑さ

⑤所 感

空き家問題については、本市においても年々深刻化しているにもかかわらず、所有者任せの対応にとどまり、抜本的な改善には至っていないのが実情である。尼崎市のように、固定資産税の軽減特例を解除することで、所有者に明確な負担と責任を課す仕組みは、問題解決に向けた極めて実効性の高い手法であると評価する。

危険な空き家を放置することは、周辺住民の安全や地域環境に対する重大なリスクであり、もはや個人の財産権のみで語るべき問題ではない。行政として一定の強い関与を行うことは当然であり、むしろ遅れていると言わざるを得ない。

本市においても、指導・助言にとどまらず、税制措置を含めた強制力のある制度設計へと踏み込むべきである。所有者の事情への配慮は必要であるものの、「危険な状態を放置すれば不利益が生じる」という明確なメッセージを打ち出さなければ、状況は改善しない。早急に制度導入を含め検討すべきであると考えている。

自民さが視察研修報告

自民さが 川崎健二

1 日時・場所

令和8年1月29日9:30～11:00 兵庫県西宮市

30日9:30～11:00 兵庫県尼崎市

2 報告内容

(1) 西宮市（放課後キッズルーム事業）

- ① 説明は教育委員会の「地域学校協働課」がされた。従来の社会教育課から改称された部署で、主にコミュニティスクールや放課後キッズルームを担当している。
- ② 西宮における放課後事業は大別して児童福祉法に基づく福祉的取組としてA留守家庭児童育成センター（学童保育）とB児童館、社会教育法に基づくC放課後子供教室、D放課後キッズルーム事業である。専用室やランチルーム、図書室、運動場で行われている。体育館は車か体育との兼ね合いもありほとんど使われていない。
- ③ 放課後キッズルームはさらに直営型24校と委託型（育成センター）9校に分かれている。
- ④ 直営型は学校評議員会のもとコーディネーター（退職教職員などの会計年度任用職員）が中心となり見守りサポーターや学生サポーター（1回2000円ぐらいの手当）が指導していた。やはり続けるには少額でも手当が必要と感じた。
- ⑤ コーディネーターは9時からの勤務で、放課後までは校内でいろいろな教育支援をしているので無駄がないと思った。
- ⑥ 委託型は学童保育に近い形で、土曜日や長期休業中も実施されている。（直営型は夏季休業中のみ）また、午後7時まで延長することも可能である。
- ⑦ 料金は年間500円程度の保険料のみであり、家計の負担がないのがよいと思った。
- ⑧ 学童保育は学童保育として人気があり、両者は共存する形であるとのこと。佐賀市においては特に学童保育の待機児童が生じている学校で、学童保育を補完する取組として期待できると思った。

(2) 尼崎市（危険な空き家に対する軽減特例の廃止）

- ① 人口は1970年の55万4千人をピークに現在は46万人である。土地の値段が高いので30代と子どもが市外に流出している。一方20代は流入が多く、大阪まで6分の便利さでワンルームマンションや外国人が多い。
- ② 空き家対策係（9名）には空き家関連法の専門家など、関連分野のエキスパートで組織されている。
- ③ 空き家はなるべくしてなっている部分もある。当事者が自分で解決できるエネルギーを持っていないことが多い。（エネルギーがあれば空き家になっていない）だからこそ支援が必要と感じた。
- ④ 不動産登記簿で所有者のわからない土地が全国で23%もあり、尼崎市も例外ではないとのこと。
- ⑤ 処分に困った場合、市への寄付はないのか尋ねたところ、（いただいた資料には「空家等寄付受け事業」があるのに）活用できない場所が多いので受けていないとの回答であった。
- ⑥ 建物と土地の所有者が違う場合が多く、土地所有者に不利な案件がけっこう多いので、丁寧に説明しているとのことであった。
- ⑦ 強制執行、増税の判断する場合の住宅評定基準をきちんと定め、数値化して判断していることは本市でも取り入れたいと思った。
- ⑧ 土地建物処分を含むエンディングノートは民間と共に作成し、無料で配布している。これはぜひ佐賀市でも進めていきたい。

自民さが視察報告書

中 尾 和 幸

1. 日 時 令和8年1月28日(水)～1月30日(金)

2. 場 所 兵庫県西宮市、尼崎市

3. 内 容

①西宮市：放課後キッズルーム事業

少子化や共働き世帯の増加、地域コミュニティなど、
子供達が放課後を安全・安心に過ごせる居場所が課題
となっている為、「放課後キッズルーム事業」につい
て、事業開始の経緯、運営体制、学校・地域との連携
学生ボランティアの参画状況など放課後児童対策を目
的として視察を実施。

②尼崎市：尼崎市における空き家対策

人口減少や少子高齢化に伴い、空き家の増加が問題と
なっている。空き家は防災・防犯上の危険性を高め、

景観の悪化、地域の衰退にもつながっており対策が必要である。先進的な取組みを進めている尼崎市の管理体制利活用の推進等をどのように実施されているかを目的に視察を実施。

4. 所 感

①西宮市：担当職員から事業開始の経緯、運営体制、学校との連携地域人材の確保などについて説明を受け、その後、意見交換を行った。特に印象的であった点については、小学校施設を最大限活用し、子どもの活動場所を確保し、子供達の主体性を重視され管理ではなく居場所づくりを徹底されていた。

今回の視察を通じ、行政だけでなく学校、地域、保護者、大学などが連携し、「地域全体で子どもを育てる」という考えのもと事業なされていた。

また、子供が自由に参加し、遊びや交流を通じて自主性や社会性を育むことを重視している点は大変参考になった。

②尼崎市：担当職員から空き家対策の現状と課題、組織体制、所有者支援制度、空き家相談体制などについて説明を受け意見交換を行った。

特に参考になった点については、空き家対策を庁内横断的な課題とし、関係部署が連携して対応していること。空き家を地域資源として捉え流通・利活用を積極的に進めていること。

今回の視察で空き家対策は「空き家を増やさない」「適切に管理する」「地域資源として活用する」という三つを一体的に進めることが重要であることを改めて認識させられた。

以 上